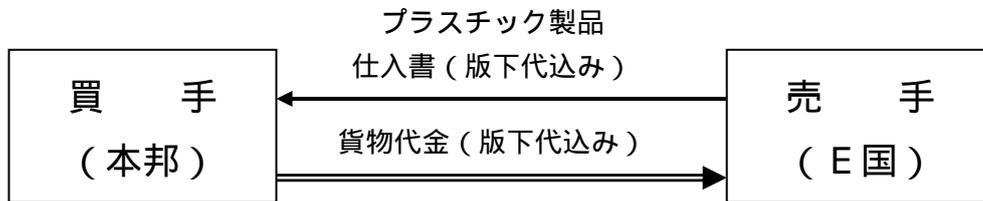


1. 売手に支払う輸入貨物の梱包材に使用された版下の費用



【照会要旨】

当社（買手）は、売手からプラスチック製品を購入（輸入）します。

売手から当社宛てに送付された輸入貨物の仕入書には、貨物代金のほか、売手が輸出
 国で調達した輸入貨物を梱包するダンボールの印刷に使用された版下の費用が記載され
 ており、当社は、売手との合意に基づき、輸入貨物の代金にこの版下代を加えた仕入書
 価格を売手に支払います。なお、版下そのものは輸入されません。

輸入貨物の課税価格を計算するにあたって、当社が売手に支払う版下代は、現実支払
 価格に含まれますか。

【回答要旨】

上記の取引において、貴社が売手に支払う版下代は、輸入貨物に係る取引の状況その
 他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払われるものですので、現実
 支払価格に含まれます。

（理由）

「現実支払価格」とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引
 の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は
 支払うべき総額をいい、売手の債務の弁済等の間接的な支払の額を含みます。

上記の取引において、貴社（買手）が売手に支払う版下代は、輸入貨物を梱包するダ
 ンボールの印刷に使用された版下の費用であり、貴社と売手との合意に基づき、輸入貨
 物に係る取引の状況その他の事情からみてその輸入貨物の輸入取引をするために支払わ
 れるものですので、その輸入貨物の現実支払価格の一部を構成します。

【関係法令通達】

関税定率法第4条第1項

関税定率法施行令第1条の4

関税定率法基本通達4-2(1)

注記

この質疑事例は、照会に係る事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を
 表現したものではありませんので、納税者の方々が行う具体的な取引等に適用する場合には、この
 回答内容と異なる課税関係が生ずることがあることにご注意ください。

（具体的な貨物の関税評価上の取扱いについて輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合
 には、文書による事前教示をご利用下さい。）